

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院医療)受給者証の交付等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山形県は、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院医療)受給者証の交付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

山形県知事

## 公表日

令和7年2月3日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院医療)受給者証の交付等に関する事務
②事務の概要	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年5月1日法律第123号)に基づき、精神障害者保健福祉手帳の交付等の事務を行うとともに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日法律第123号)に基づき、自立支援医療費(精神通院医療)の支給に係る受給者証の交付等に関する事務を行う。具体的な事務内容は下記のとおりである。</p> <p>【精神障害者保健福祉手帳関係】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 精神障害者保健福祉手帳の交付申請の受理、審査、申請に対する応答に関する事務</li><li>② 障害等級の変更申請の受理、審査、申請に対する応答に関する事務</li><li>③ 精神障害者保健福祉手帳の更新申請の受理、審査、申請に対する応答に関する事務</li><li>④ 精神障害者保健福祉手帳の再交付申請の受理、手帳の再交付に関する事務</li><li>⑤ 手帳所持者が氏名を変更した際や居住地を移した際の届出の受理、審査、届出に対する応答に関する事務</li><li>⑥ 精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務</li><li>⑦ 精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務</li></ol> <p>【自立支援医療(精神通院医療)関係】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定申請の受理、審査、申請に対する応答に関する事務</li><li>② 支給認定内容の変更申請の受理、審査、申請に対する応答に関する事務</li><li>③ 受給者証の再交付申請の受理、受給者証の再交付に関する事務</li><li>④ 受給者証所持者が氏名を変更した際や居住地を移した際の届出の受理、審査、届出に対する応答に関する事務</li><li>⑤ 支給認定の取消しに関する事務</li><li>⑥ 受給者証の返還に関する事務</li></ol>
③システムの名称	精神保健福祉業務電算システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院医療)受給者証交付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 22項、117項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第14条、第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 実施する ]</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 実施する</li><li>2) 実施しない</li><li>3) 未定</li></ol>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第19条第8号</li><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表41の項、144の項、145の項、146の項</li></ul> <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第19条第8号</li><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表14の項、18の項、20の項、37の項、42の項、48の項、80の項、125の項、144の項、161の項</li></ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長

<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	山形県行政情報センター(高等教育政策・学事文書課) 住所: 〒990-8570 山形県山形市松波2丁目8番1号 電話: 023-630-3014
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	山形県精神保健福祉センター 住所: 〒990-0021 山形県山形市小白川町2丁目3番30号 電話: 023-624-1217
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

<b>1. 対象人数</b>	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年12月4日 時点
<b>2. 取扱者数</b>	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年12月4日 時点
<b>3. 重大事故</b>	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

<b>しきい値判断結果</b>
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院医療)受給者証の交付等に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力</li> <li>・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管</li> <li>・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄</li> </ul>
9. 監査	
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	精神保健福祉業務電算システム(業務システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられ

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	精神保健福祉業務電算システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	精神保健福祉業務電算システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	事前	
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障がい福祉課長 大滝 治雄	障がい福祉課長 秋場 淳一郎	事前	
平成28年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成27年3月31日	平成28年3月31日	事前	
平成28年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事前	
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第7項 別表第二 25、108、109、110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条、第55条第3号及び第4号 【情報提供】 ・番号法第19条第7項 別表第二 16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12、20、21、22、28、29、30、31、42、53条	【情報照会】 ・番号法第19条第7項 別表第二 25、108、109、110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条、第55条第4号及び第5号、第55条の2 【情報提供】 ・番号法第19条第7項 別表第二 10、14、16、26、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85-2、87、106、108、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9、11、12、19、20、21、22、28、29、30、31、42、43-4、44、53、55、59-2条	事前	
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障がい福祉課長 秋場 淳一郎	障がい福祉課長 吉川 浩	事前	
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成28年3月31日	平成29年3月31日	事前	
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事前	
平成30年4月1日	I 関連情報 4. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第7項 別表第二 25、108、109、110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条、第55条第4号及び第5号、第55条の2 【情報提供】 ・番号法第19条第7項 別表第二 10、14、16、26、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85-2、87、106、108、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9、11、12、19、20、21、22、28、29、30、31、42、43-4、44、53、55、59-2条	【情報照会】 ・番号法第19条第7項 別表第二 25、108、109、110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条、第55条第4号及び第5号、第55条の2、第55条の3 【情報提供】 ・番号法第19条第7項 別表第二 8、10、11、14、16、20、26、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85-2、87、106、108、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7、9、10、11、12、14、19、20、21、22、27、28、29、30、31、42、43-4、44、53、55、59-2条	事前	
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成29年3月31日	平成30年3月31日	事前	
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事前	
平成31年2月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障がい福祉課長 吉川 浩	障がい福祉課長	事前	
平成31年2月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成30年3月31日	平成31年2月15日	事前	
平成31年2月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成30年4月1日	平成31年2月15日	事前	
平成31年2月15日	IV リスク対策	新設	基礎項目評価書に記載のとおり	事前	
令和2年12月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成31年2月15日	令和2年12月4日	事前	
令和2年12月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成31年2月15日	令和2年12月4日	事前	
令和6年9月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 14項、84項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第14条、第60条	番号法第9条第1項 別表 22項、117項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第14条、第60条	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第7項 別表第二 25、108、109、110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条、第55条第4号及び第5号、第55条の2、第55条の3  【情報提供】 ・番号法第19条第7項 別表第二 8、10、11、14、16、20、26、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85-2、87、106、108、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7、9、10、11、12、14、19、20、21、22、27、28、29、30、31、42、43-4、44、53、55、59-2条	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表41の項、144の項、145の項、146の項  【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表14の項、18の項、20の項、37の項、42の項、48の項、80の項、125の項、144の項、161の項	事前	
令和7年2月3日	IVリスク対策	以下の項目を追加 8. 人手を介在させる作業 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	基礎項目評価書に記載のとおり	事前	